

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 9 回定例
8 月 3 日（月）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 27 年 8 月 3 日に教育委員会第 9 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 27 年 8 月 3 日 (月) 開会 13 時 30 分
閉会 14 時 40 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 孝

事務局 (説明員)

杉 山 行 由	教育次長
高 橋 雄 幸	健康安全教育室長
山 本 知 成	教育政策課長
中 川 好 広	情報化推進室長
平 松 明 子	人権教育推進室長
長 澤 由 哉	財務課長
杉 山 美 香	福利課長補佐
林 剛 史	義務教育課長
奥 村 篤 篤	義務教育課人事監
渋 谷 浩 史	高校教育課長
渡 邊 浩 喜	特別支援教育課長
北 川 清 美	社会教育課長
増 田 曜 子	文化財保護課長
福 永 秀 樹	スポーツ振興課長
唐 國 宏 章	静岡教育事務所長
羽 田 明 夫	静岡西教育事務所長
河原崎 全	中央図書館長
杉 本 寿 久	総合教育センター所長

4 その他

(1) 報告事項 1～3 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

5 月 26 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しておりますので朗読は省略する。

今回の会議録の署名は、私のほか、加藤委員にお願いする。

報告事項 1 平成 28 年度教員採用第 1 次選考試験の結果(義務教育課)

報告事項 2 平成 28 年度教員採用第 1 次選考試験の結果(高校教育課)

報告事項 3 平成 28 年度教員採用第 1 次選考試験の結果(特別支援教育課)

教 育 長： 報告事項 1「平成 28 年度教員採用第 1 次選考試験の結果(義務教育課)」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 例年、2 次試験は教育委員が面接官であったが、今年は連絡がない。この案件に対する議論は今まではなかったが、教育委員の面接は必要ではないかと思う。なぜなら特別採用や経験者の採用というのは教育委員の確認が必要と思う。教員を志望する人たちを見ることがするのはこの時しかない。試験日程が過密で我々の時間の都合が合わない場合があるが、最終面接なので教育委員も参加した方がよいと思う。特別選抜こそ教育委員が面接官に関わっていたほうがよいと思う。

教 育 長： 今までと変更している点は何か。

義務教育課長： 2 年前までは義務の採用面接では参加いただいた。

溝 口 委 員： 昨年度はやっていなかったか。

高校教育課長： 昨年度、委員に参加いただいたのは高校である。

溝 口 委 員： 教育(小中)はなぜやらなくなったのか。

義務教育課長： 人数が非常に多く、教育委員が加わるところと、加わらないところが出てきてしまう。面接官のプロフィールという点で、面接に差が出てしまうということで標準化を図った。もう一つは日程調整が非常に難しいということもあって昨年度から教育委員への面接官としての依頼はしていない。

興 委 員： その議論は試験結果内容の確認が終わってからでどうか。試験結果の確認であるが、特別な選考等の教職経験者を対象とした選考というのはどういった内容か。

義務教育課長： 特別な選考に関して、教職を経験したことがある方の中に、正規の教職経験のある方と臨時講師など非正規の教職経験のある方ということでいくつかのバリエーションがある。例えば 4 つの種類があって、県内外の国公立小学校において教諭として連続 3 年間勤務経験というのを 1 つのカテゴリとする。また、直近の 5 ヶ年で通算 36 ヶ月以上勤務した方と、講師かそれ以外で区分し、4 つのカテゴリに分けている。いずれにしても経験のある方を別枠とし、登用試験を課題作成に切り替えたりしてある程度受験しやすい体制としている。

興 委 員： 正規の教員として勤務した方が何らかの事情で退職して、再度試験を受ける場合もこのカテゴリが対象となるのか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 正規採用の試験は不合格だが、臨時職として講師経験のある方もこのカテゴリでの受験となるのか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 他の都道府県で正規採用職員であった方も対象となるということか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 問題はそのカテゴリに含まれる「非常勤職員」である。教員採用試験に不合格となって、非常勤職員で経験を積んだ方々にそのような特権を与えてよいのか。試験制度が厳正なものであれば、その段階で不合格の方は特別枠ではなく、正規に受験させるのが本当の試験制度の趣旨と考える。非常勤職員経験を積んだことにより、試験内容が易しくなるという印象を受ける。検討会でも非常勤職員として経験をした方に特別枠を設けるべきという意見もあったが、どの採用方法であっても説明責任は必要である。現在のようなかたちでいいのか。今回はこれで公募されているため今回の問題とはならないが、次回以降の課題として考えた方がよいのではないかと思った。県教育委員会のやり方については、レビューしながらやっていけばよい。また(5)(6)の大学院修士課程と大学院進学予定者の特例受験者についてであるが、1年生の場合、仮に合格しても2年修了まで採用を留保するという制度か。進学予定者の場合、今後2年間は採用を留保するということか。その方々に対してだが、1次試験は合格しても2次試験は受験しないということか。または2次試験まで受験し合格した上で、権利だけ取得し、その1年後2年後に行使するということか。

義務教育課長： (5)(6)については2次試験まで受験する。2次試験まで受験し合格した上でその特例を与えるか否かとなる。特別な選考についてだが非常に重要な御指摘である。そもそも公務員試験の採用制度の根幹に関わることであり、競争によって能力認定を行わなければならないという前提のもとに教員採用試験が実施されている。一方、多様な人材、実務経験のある人を積極的な登用するという整合性の中でずっと議論されていることである。興委員御指摘のとおり、説明責任を担保しながら毎年毎年の結果をレビューしながら検討している。御指摘も踏まえて今後も検討していく。

興 委 員： そのあたりを踏まえてやっているかという確認だけである。(5)(6)は、当年に合格となればどんな事情であっても1年先2年先に採用されるということであるので、果たしてそれが本当によいのか。1次試験を合格した段階で、1年後2年後は1次試験を免除するというかたちであってもいいのではないかと思う。なぜなら1年先2年先に教員になることが保障されれば、その方のチャレンジするオプションが広がることとなる。チャレンジして失敗したとしても教員という保険があることになると、競争社会において適切かどうかということになると思う。特例とあるので、そういった意味での特例と思うが本当にそれがいいのか。

加 藤 委 員： 2(1)であるが、教職経験者を対象として特別枠を設けている。倍率をみると一般枠より厳しくなっているので、教員経験者を優遇してい

ないようにとれる。むしろこの人たちが一般の人たちと一緒に試験した方が採用試験を経験しているだけに、一般採用よりも合格するという結果になると思う。特別優遇ではなく優遇していないのではないか。経験がある人たちを限定するために特別枠を設けているような印象があり、興委員が言われたことと逆の意味で扱われているように思う。

義務教育課長： 優遇している部分は1次試験のペーパーテストで、「教養試験」と「学科別専門試験」があり、「教養試験」を課題作文に切り替えているというところである。教壇に立ち教鞭をとるということは、教科に対する専門性というところは試験の中で見なければならない。例えば数学の先生であれば、数学の問題は教員経験者であっても受験してもらおうということになるが、その部分で下がってしまう。現職の方は試験準備の時間が確保できないと一般的に言われているが、教科専門性を十分に担保されない以上は合格させるわけにはいかない。結果として教養試験は免除しているが、専門試験で差がついてしまっているため、加藤委員御指摘のような厳しい結果となっている。

加藤委員： 枠を設けたが逆に厳しいということになっている。この意図はよくわからない。

高校教育課長： 特別枠ではない。この人たちの枠の中で決めているのではない。一部の試験を免除しているということである。

興委員： 特別枠で臨時講師等が受験してもなお、採用レベルに達しないという現状を私達は直視する必要がある。下駄を履かせてもなお厳しいというのがこの数字であると思える。

義務教育課長： 一般と同じように教養試験を実施すると、さらに厳しい結果になるのではないかと思う。

高校教育課長： 下駄を履かせているわけではなく、試験の一部を免除しているということである。

興委員： 免除というのは試験を受けなくてもいいので、下駄を履かせているということである。

高校教育課長： 要するにその部分は勉強しなくてもいいということである。

溝口委員： 経験を優先するということか。

高校教育課長： 教員として日々教鞭をとっているため、試験勉強をする時間が現役の学生に比べると少ない。その点を配慮しているという意味での特別な選考である。

斉藤委員： 一般教養の試験を受けなくてもいいが、論文を書かせるということか。

義務教育課長： 課題作文である。

斉藤委員： その作文の求める量はどの程度か。

義務教育課長： 多くはない。例えば生徒指導上あなたのクラスにいじめを受けている子がいた場合、あなたはこういった対応をしますか、といった内容のものであり、量としては原稿用紙2枚程度である。

溝口委員： すぐに採用されないということが教員のキャリア文化という感じがする。何年も講師をやっているような人がすごく多くなってしまって、

これが格差となり、若い子たちの採用ができなくなってしまう。それを是正するためにこういったかたちで現職の教員であるならば合格し易いかたちになっていると思う。

教 育 長： 年齢制限はないのか。

溝 口 委 員： 年齢制限はない。

教 育 長： 県外から様々な事情により移住してくる方もこの試験を受けるのか。

義務教育課長： そうである。

教 育 長： そういった場合、比率はどうか。

義務教育課長： 大部分は県内である。県外は家庭の事情で結婚や両親の介護とかが理由となる。現状としては多くはない。

教 育 長： そういった経験のある方を採用し勤務した実績の評価の方が大事だと思う。そのあたりの評価はどうか。要するにこのシステムを継続していくべきなのか、これを充実させるべきなのかと考えた場合、この程度でよいとするのか。

義務教育課長： 一概に言えない部分は、長く講師をやれば無条件で採用していいのかということがある。専門試験を課しているのは指導における教科専門性をみるということである。ここは毎回議論となるが、免除できないということで今年もこの部分は課している。

溝 口 委 員： 10年以上講師をやっている方もいるのか。

義務教育課長： 中にはいる。

溝 口 委 員： そこまでやって不合格であると普通は他の職業に挑戦する。教育委員会も非常勤講師は必要である。お互い利害関係は一致している中で処遇格差が生まれているのは確かである。

義務教育課長： これは1次試験結果であって2次試験は今後となる。

義務教育課人事監： 今年度、今挙げた課題が解決されるかどうかかわからないが、今までの2次試験というのは講師経験者の集団の中で面接を実施していた。全く講師経験の無い人たちと完全に分かれていた。それを今年はランダムにどこにも講師経験者を入れて集団面接、個人面接をやる予定である。その中で面接官が講師経験者に対してどのような点数を付与するかをやってみたい。

興 委 員： 教育長が話されたように、このように採用された方がどのように評価をされて、どのような実績を挙げたかということや、教養試験を免除して作文を書くことによってどれだけ成果が上がっているか検証できているかどうか。また、作文と専門科目の試験をやって作文で不合格となった方がどの程度いるのか。専門科目で落ちたのがどれだけで、どうした意味を持っているのか。それをこのようなかたちで教育委員会で議論しても意味が無いことである。このため、教育採用1次試験のあり方ということで、誰かに教育委員会が委嘱をして、そこで解析をし、報告を待って教育委員会としての決断を下していく方がよい。私はこれまでの方法が悪いということではなく、そうした検証結果を踏まえて教育委員会が決断をしていくほうが適切であろうと思う。教

育委員が現場の中身まで入るのではなく、政策方針を決めることが教育委員会の役割だと思う。そういった方向性を出していただけるとありがたい。

溝口委員： 小学校の倍率が1.7倍で2倍を下回っている。昨年度の倍率は何倍か。

義務教育課長： トータルでは3.4倍程度であるが、委員の御指摘した数値は1次試験の倍率である。本年度の見通しとしては0.1ポイント下がった3.3倍程度である。昨年度より10数人であるが減っている。

溝口委員： 倍率が下がってきているので、教員の質の確保という意味で特に小学校はどのように教員募集を考えているのか。小学校の教員確保については、抜本的な取組みをした方がよいと思う。

義務教育課長： 興委員から御提案いただいた採用試験のあり方・改善について、昨年秋に教育監のイニシアチブで改善を行っており、これは毎年実施している。本年度も現行のプロセスで課題が顕在化しているものもある。それをまとめ、事務局で改善のあり方を考え、教育委員に御審議いただいて、次年度に向けた採用試験のあり方の改善していく。

加藤委員： 今年から民間の採用面接が8月からとなった。以前であると民間の採用面接は4月から始まって公務員の採用面接は民間の採用試験が終わった後に実施というかたちであったのが今年は同時である。このあたりはどのように捉えたらよいか。民間とも公務員を掛け持ちで受験する場合、公務員試験をやめるか、民間をやめるのかという二者択一を迫られると思う。

義務教育課長： 校種ごとに違うので校種別に説明させていただく。義務教育では小学校教員の養成過程がある大学が少ないので、小学校の教員を目指している方は民間との併願は少ないと考える。学校種が中学校、高等学校とあがるにつれて一般の大学でも受験できるので併願はしやすくなっているかと思う。中学校は学部によって変わってくると思う。例えば理工系であるとかは民間の併願が受け易いと考える。

高校教育課長： 高校であると理科や社会の教員は普通の学部で教職課程をとった学生が受験するので委員が御指摘のことは私も危惧はしていたが、それほど受験者数が落ちていない。受験者数は確保できたという印象である。

高校教育課長： <報告事項についての説明>

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

溝口委員： 高校で気になったところは国語の倍率である。主要科目の国語の倍率が低いということは教員のクオリティに関わる問題である。博士号のところであるが、理系だけでなく文化であるとか国語にかかることをやっている大学は多い。国語を戦略的に展開したら国語の募集人員を多く取れるのではないかと思う。加藤委員の話であったが、実際に現役の大学生を見ていると、民間試験と公務員試験が重なっていて、特に県職員を志望する学生が痛手をこうむっている。学生の戦略としては2次合格をもらった時点で民間に流れていく。昔は公務員であった

が今は民間に就職するというのがトレンドである。逆に1次が受かったとしても辞退するという可能性がある。

興 委 員： 溝口委員の話に関連するが、博士号はどちらかというとなら理系であろう。博士号を取得した方がキャリアパスを考えた時に、学会活動だけではなく幅広く人材の能力を駆使してあげられるようにすることは重要なことだと思う。勿論、博士号取得という制約があるので、国語や社会人文学系の方たちにも道を開く試験制度としてあってもよいのではないか。もう一つは高校教育課長の説明で（４）（５）で民間企業等、医療機関等での勤務経験を有する者を対象とした選考を本年度から実施したということであった。義務教育課長が説明したように昨年度、教育監と採用試験制度のあり方について議論して、様々な見直しをしたということである。教育委員会に来年度はこういった試験制度にするという明示的な詳細な報告をもらったかどうかかわからないが、本年度はこのような試験制度にするとされてしまうが、実はどんな議論をやったかという成果を教育委員会が把握して判断したというかたちになっていないのではないかと思う。事務方で議論を重ねたということはあるが、その時点で次年度の試験制度をこのようにするというようなことを教育委員会に報告することが必要であろう。例えば民間、医療の分野をどうしたらよいか、あるいは博士号についてもっと幅広く広げようという議論をできたかもしれない。そういった意味で事務方の検討結果を教育委員会に出して教育委員会が判断するというかたちにしていただきたい。内容についてこの場で議論してもこの制度で行われるので、本年度の問題ではなく次年度以降の問題としてお願いしたい。

溝 口 委 員： 高校の医療機関等での勤務経験を有するものを対象とした選考のところは、介護福祉士や社会福祉士は該当するか。看護資格だけか。

高 校 教 育 課 長： そうである。興委員の質問についてであるが、（４）（５）は昨年度、教育監が入って試験制度を見直した。一番は受験者の確保が難しくなってきたということである。例えば医療機関等は「福祉」や「家庭」の先生となるが、「家庭」は現在1.8倍であり受験者の確保が非常に厳しく、民間から募ろうということとなった。また、博士号に関しては「機械」「電気・電子・通信」「土木」の受験者数が少なく過去に苦慮した経緯があるので、民間から募ろうということとなった。結果として民間から教員を定職として選ぶ方が出なかったため、PRは改善していかなければならないと考える。

教 育 長： 博士号についてであるが理系が多い。日本の大学において、文系で博士号を取るのには難しい。海外からの圧力もあり3年で日本も取得できるようにすべきということとなった。前職では3年間で経営や社会は取れるようになった。対象を幅広くしないと、文系を軽視しているのではないかとなりかねない。溝口委員から御指摘のあった（４）（５）についても事例を出すと手を挙げやすいのではないかと感じた。

先生が人間的にも学問的にも優れていれば生徒たちに自信が付くと思うのでそういった雰囲気づくりも必要と考える。

高校教育課長： 高校教員の場合、本年度の採用者数がピークとなる。今後、募集人員が減っていく予測がある。教員の数のニーズについても今後合わせて検討していく。

加藤委員： 倍率が高く難関となっている教科は、どちらかというトリベラルアーツにあたる分野である。そういった意味では大学における学部の募集人員が、実社会が必要とする人数とバランスがとれていないのではないかと感じる。例えば「歴史」である。たしかに「歴史」は必要であるが、大学へ進学してまで歴史を学んでも、実社会で活用できる職種はほとんどない。出版社に就職するか、教員になるかということで倍率が高くなっている。このような採用倍率結果は大学法人にも確認してもらった方がよいのではないかと。大学における学部の採用人数が文学部や理学部など実学ではないリベラルアーツ中心となっていることが、大きなひずみを作り出しているのではないかと。だから大学と我々の小中高というカテゴリを共通してみた場合、どのように感じるのか。旧態前の募集人員で学部の募集をしてよいのか、あるいは学部毎の就職先はどうなのかということを考えて上で、社会のニーズにあった大学の募集定員を模索していかないといけないのではないかと。しわ寄せが教員採用試験の志願倍率に出てきているように感じた。

興委員： 加藤委員の指摘されたことは極めて正論である。私も大学の学長をやってきたが、問題は個々の大学のプレゼンスの出し方をどうするかということと、個々の教員の存在感をどうするかということに絡んでいる部分である。社会の実勢を反映するような学部定員制をどこまで採用できるかというのは実際は難しい。最近の典型的例としては法科大学院制度である。法科大学院制度が平成16年度からスタートする時、多くの大学院が大学のプレゼンスにつながるということで、法科大学院の設立を望んだ。最終的には社会で必要とされる人員の倍以上の定員が認められてしまった。その結果、期待値からあふれてしまった方は法科大学院を卒業しても法曹界で働くことができなくなってしまった。これは文部科学省のせいではなく、各大学の特徴を出そうとする自我、主張のゆえんであり、ひとたびスタートすると社会の実勢に合わせて見直しをしようとしても、その大学の先生方の仕事を奪う可能性があるのではなかなかできない。各大学は課題を理解はしているだろうが、その解決方法となると教員だけの問題ではない。社会の実態が人材を使いきれないという状況もある。大学院まで出られた方が、キャリアパスとして幅広く活躍できる場を提供することが社会の責務だと思う。したがって、教育委員会としては、そういった様々な分野でチャレンジされた方々に教員採用試験の枠として許容し、受験してもらおうというのが私の意見である。キャリアパスの多様化をそれぞれの分野で考えて知恵をだしていただきたいというのが社会の要請であろう。

博士課程を修了し、博士号が授与された方が本当に立派な人かという
と私は必ずしもそうは思わないが、そういった方々にも道を開く努力
が必要と思う。そういった意味でこの試験制度をどうしたらよいのか
というのは、きちんと考えていただいた結果を判断していくというこ
とをお願いしたい。

溝口委員： 特別支援教育であるが小学校の倍率が1.5倍である。教員の質につ
いても取り上げられる状況なので、特別選考をもっと有効活用できな
いか。例えば高校でやっている、医療機関等での勤務経験を有する者
を対象とした選考というものを導入することはできないのか。特別支
援学校では医療ケアのサポートとか介護に近い場面も多い。看護師免
許を持っている方で結婚や出産を機に職場を離れた方が、病院勤務の
ハードルが高すぎて復帰できないということを聞くことがある。医療
機関等での勤務経験を有する者を対象とした選考の枠ができたなら、キ
ャリアとニーズと社会的環境がうまくマッチングするのではないかと
思う。トレンドもあるので、よく研究すると倍率というのは努力次第
であがってくるところではないかと思う。

特別支援教育課長： 特別支援教育における対応は幅広くなってきたので、外部の異なった
専門職の導入については今後十分に検討する。現状は小学部の教員が
非常に少ないということで困っている。免許状を持っている教員をな
んとか確保していきたいと考える。最終的には2次試験まで行けば倍
率は3倍近くまでいくと推察する。

興委員： 先日、中央特別支援学校へ訪問した際に感じたことは、教員がここま
でやる必要があるのかと思った。むしろ医療関係者に委ねて特別支援教
育を展開した方が良いのではないかと現場を見て感じた。教員の方が特
別支援学校の児童生徒をケアしているが、教員ではケアしきれないので
はないかと思う。従って、医療関係者が役割を果たしていけるような特
別支援学校でよいのではと思った。溝口委員の意見も含めて、特別支援
学校の教育のあり方を検討していくことが重要だと思う。

特別支援教育課長： 看護師を含めて理学療法士であるとか、作業療法士などの専門職は学
校現場でも必要となっていて、外部人材活用事業の中で対応している。
しかし教員もまだまだ人員的に十分でないという状況である。更に国の
定数法上、そういった専門職種はない。学校教育の中にそういった方が
入られるように国に要望をしたいと思う。

加藤委員： 特別支援学校に勤める先生方の不祥事が多いように感じるが、全体の
教員数に占める特別支援学校教員の割合はどの程度なのか。昨年度、
研修先で女性教員の寝室に忍び込んだ案件も特別支援学校の教員であ
った。倍率に比べて不祥事を起こす割合が多いということであるなら
ば、我々の選抜がすこし甘くなってきたのではと思ってしまう。ただ、
具体的な数字を持っているわけではないが、印象として最近は多いと
感じる。

特別支援教育課長： たしかに初任者の不祥事が2件続いてしまった。申し訳ないと思っ

いる。全体としては特別支援学校の教員が多いということではなく一般的な傾向と思っている。ただ、初任者の不祥事案件が昨年、本年と2件続いてしまったということを考えると初任者への対応については十分に考えていかなければならない。

教 育 長： 私は6年ほど医療審議会の構成員となっている。今までは大学の学長という立場であったが、教育長という立場になったので今の話については各分野のスタッフが揃っている医療審議会の中で話してみようと思う。医療も関わると教育委員会だけの問題ではなくなってくるので、話をした方が良いと思う。教員採用までには時間がかかるが、教員採用についても問題点を整理してやれたらいいと思う。

高校教育課長： 本年度の高等学校教員採用試験について、日程調整時に教育委員の皆様へ面接官の依頼をしていなかった。理由は義務教育課からの説明と同様で全員の面接を教育委員の方々にしていただくのは困難であるということで、義務教育課の後追いという形になったが本年度から教育委員の面接官をお願いしないこととした。

溝 口 委 員： 今回のことに関しては、経緯を聞いていなかった。不祥事案件の処分を教育委員会で判断することを考えた場合、わいせつ行為による不祥事も増えている中で採用時の段階で教育委員が関わっていないいけないのではないかと思う。面接試験が非常にタイトな日程であることはわかるが、私たち教育委員が顔がみえるようなかたちで関わっていかなければならないのではという印象はもった。

斉 藤 委 員： 溝口委員と同意見である。我々が教育委員会定例会で議論していると、机上の空論となってしまうことがある。採用された先生方がどのような授業をするかは、移動教育委員会で現場にいったり見ることができるので実態はわかるが、採用時のところで労働の質が昨今どうなっているのか、採用応募者のクオリティがどうなっているのか、ということも知っている方がいい。説明にもあったが面接グループに教育委員が加わっているところと加わっていないところで差がでるということはあまり関係がなく、我々も大変だが対応できる委員は面接した方がよい。甲乙つけるのは苦勞するがやはり見てみたいという気持ちはある。

加 藤 委 員： その件については、かつて教育委員会の中で、性格試験や感情的対応試験を導入したらどうかということが挙げた。教育委員会の中で出た意見に基づいて性格テストを始めたわけである。これだけ少ない人数の教育委員なので、全員を公平に面接することはできないが、我々自身が採用試験を体験することによって、意見を出せることではないかと思う。もう一つよかったのは、民間の選考委員の方たちが集まってその方たちと意見交換する中で、民間の採用がどのようなになっているのか、どのような人物評価をしているのかなどを確認することができたことである。必ずしも教員として採用しているだけでなく、一般の社会人として採用しているので、そのあたりの状況も確認できてよかった部分もある。全員を公平に見ることができないというだけで我々が参加しな

いのは問題がある気がする。

興 委 員： 教育委員が個々の面接の現場に行くことは賛成ではない。面接官を体験されたことによって見えてきた部分もあるかと思うが、究極は試験制度の改革論だと思う。面接試験をより十全なものにしていくという意味で、教育委員が現場に出て見えるものがあるのであれば、それは制度として反映していくことが教育委員の責務である。私も面接官として1年出たが、教育委員一人が出ても全体の流れの中でこういった役割を果たして、こういった責任がとれるのか疑問を痛感した。さらに、教育委員としてその場に出てこの人ということを決めたとしたら、その人に対する責任を教育委員は負わなければならない。しかし、現実的にはそのようなことはできないと思う。教育委員として大事なものは、公平な試験制度を確立することであって、ある教育委員が面接官としてプレゼンスを出すということはバランスを欠いていると思う。試験制度のあり方を見ていく観点から、教育委員はオブザーバーとして試験に関わることは賛成であるが、実際に判断する立場で参加することは反対である。

溝 口 委 員： 来年度に向けて教育委員会で協議する必要があるのではと思う。

特別支援教育課長： 特別支援学校の採用については小中高等学校の免許に加えて、特別支援学校の免許を前提するというのがひとつの大きなハードルである。現在は免許を持つことが必須とはなっていないが、本年度の採用案内の中では採用してから近いうちに免許を取得することを周知している。そのようなかたちで教員の質の確保をしていきたいと考えている。現在、講師の方が多くいる。採用数を増やしている関係で合格倍率も大きくなりという状況だが、学校現場では講師の育成に力を入れている。これらの方が現場で経験を積んで採用試験を受けることによって、優秀な人材を確保できると思っている。

教 育 長：他に意見は無いか。

全 委 員：（特になし）

教 育 長： 報告事項1、2、3を了承した。

【閉会】

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成27年度第9回教育委員会定例会を閉会とする。